

油ヶ淵漁業協同組合内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：油ヶ淵漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県碧南市油淵町四丁目4番地

漁業権免許号：内共第20号

対象となる漁場：内共第20号第5種共同漁業権に係る漁場

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

この漁場の区域においては、手釣又は竿釣以外の方法で遊漁をしてはならない。

(2) 遊漁期間

①次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚種 | 期間 |
|---------------------------|---|
| こい、ふな、うなぎ (以下「雑魚」という。) | 1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、日の出から日没までの時間とする。 |

②①の公表は、組合事務所に掲示して公表するものとする。

(3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区域 | 期間 |
|--|----------------|
| 碧南市油淵町4-4組合事務所前面河川堤200メートルの区域 (組合員専用漁船泊地) | 1月1日から12月31日まで |

(4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚種 | 全長 |
|-----|-----------|
| うなぎ | 30センチメートル |
| こい | 20センチメートル |
| ふな | 6センチメートル |

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、1日400円とする。ただし、遊漁者が中学生以下又は肢体不自由者のときは無料とする。

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

①油ヶ淵漁業協同組合事務所（碧南市油淵町4-4番地）

(3) 組合は(1)の規定にかかわらず遊漁環境等の理由により理事会が必要と認めるときは一定期間、遊漁料を免除することがある。

(4) 組合は前項の決定をしたときは、組合事務所にその期間を掲示するものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①承認を受けた者の氏名、住所 | ②承認期間 |
| ③魚種 | ④漁具・漁法 |
| ⑤遊漁区域 | ⑥遊漁料の額 |
| ⑦注意事項 | ⑧その他参考となるべき事項 |
| ⑨発行者名 | |

(2) 遊漁承認証の交付は、2 - (2) に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 漁者は、河川堤の葦原群生地等の葦の伐採及び堤石の移動をしてはならない。

(5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ①氏名
- ②有効期間
- ③注意事項
- ④その他必要な事項
- ⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日